

男女共同参画苦情処理制度

全ての市民が、その個性と能力を尊重する男女共同参画社会の実現を目指した「大野城市男女共同参画条例」には、苦情処理制度が設けられています。

苦情処理委員が、男女共同参画の推進に影響があると思われる市の施策や措置、市職員の行為についての苦情を受け付け、調査・勧告などを行います。勧告を受けた市の機関は、勧告を尊重し施策の改善などを図ります。

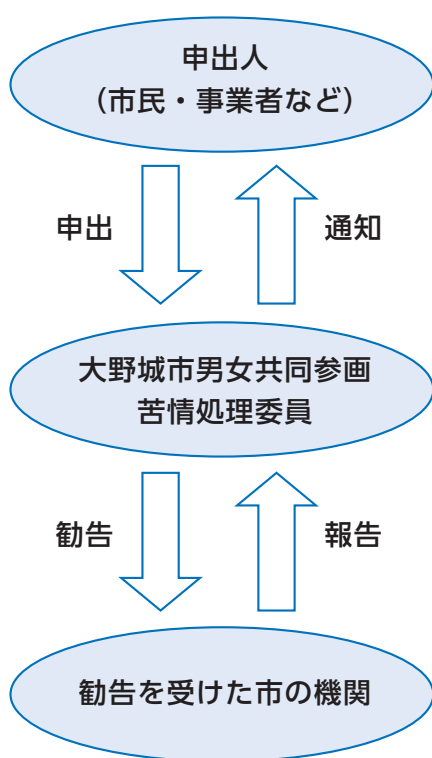
●**申出方法** 申出書(男女平等推進センター「アスカラ」・各コミュニティセンターで配布、または市ホームページからダウンロード)を郵送または提出

●**提出と問い合わせ先**

人権男女共同参画課

☎(580)1840

苦情処理のながれ



○男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる「市の施策や措置」「市職員の行為」

についての苦情を、大野城市男女共同参画苦情処理委員に申し出ることができます。

○苦情処理の対象かどうかを検討します。

○必要に応じて調査を行い、市の施策や措置、または市職員の行為が男女共同参画の推進を阻害すると認められるときは該当する機関に対し、是正または改善の措置を講じるよう、勧告できます。

○結果を申出人に通知します。

○苦情処理委員の勧告を尊重しなければなりません。

○苦情処理委員が必要であると認めるときは、どのような措置を講じたかについての報告をしなければなりません。

人権をまなぶ講座 (第4回)

私たち一人一人が日常生活の中の人権問題に気付き、「差別や人権侵害のない社会づくり」に向けた意識を高めていくことをめざし、全6回の講座を行っています。

第4回のテーマは「女性の人権」です。DV被害などから浮き彫りになる女性への偏見や差別の現実について、一緒に考えてみませんか。

●**日時** 1月20日(土) 午前10時～11時半

●**会場** 南コミュニティセンター 視聴覚室

●**テーマ** DV被害者の相談から見える女性差別

●**講師** 榎木京子さん(特定非営利活動法人博多ウイメンズカウンセリング理事)

※同時開催「日本女性会議2017とまこまい」研修報告会

※手話通訳あり

●**問い合わせ先**
人権男女共同参画課

☎(580)1840

